

地域共生社会の実現に向けた社会福祉士及び精神保健福祉士の活用に関する附帯決議に対する声明

私たち、日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）及び日本ソーシャルワーク教育学校連盟は、令和2年6月4日付け参議院厚生労働委員会の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「1、重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」と決議されたことに関して、これまで私たちが提案及び要望等を行ってきた内容とも合致しており、高く評価します。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正の趣旨は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるものとされています。

特に、社会福祉法に新たに規定された重層的支援体制整備事業で求められているものは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける「ソーシャルワーク」であり、地域共生社会の実現に向け、あらためて「ソーシャルワーク」と、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士及び精神保健福祉士の必要性が明確になったものといえます。

私たちはこの度の附帯決議を踏まえ、以下のことに取り組んでまいります。

1. 社会福祉士及び精神保健福祉士の養成課程等の改定に向けた対応や現任者の知識や技術の向上に向けた研修体制の整備を推進するとともに、認定社会福祉士制度及び認定精神保健福祉士制度等の充実に向けた取り組みを加速化することによって、さらなる資質向上を図ること
2. 市町村において重層的支援体制整備を検討するにあたっては、全国に所在する社会福祉士・精神保健福祉士の養成を行う大学・養成施設等の研究者や専門職団体の実践者が、体制整備に向けた検討に積極的に働きかけや協力をすること
3. 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組むとともに、そのことが人々の繋がりを分断することのないよう、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる地域共生社会を実現すること
4. 地域共生社会の実現に向け、全国の市町村において、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士及び精神保健福祉士のより一層の配置・任用が進むよう取り組むこと

令和2年6月12日

日本ソーシャルワーカー連盟

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 柏木 一恵

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久

公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂 由美子

特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 岡本 民夫

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤 政和